

ミニレター

# あぜみち通信

\* \* \* \* \*

平成25年2月1日

146号

編集・発行：愛知県農業会議

## 常任会議員会議（1月）の審議状況について

1月15日に「愛知県白壁庁舎」において、農地法等に係る愛知県知事からの諮問に対する答申を審議する常任会議員会議を開催しました。

1月の諮問は、農地法第4条に基づく転用事案29件（平成23年1月32件）、15,352㎡（同12,142㎡）、同法5条に基づく転用事案288件（同260件）、239,516㎡（同190,521㎡）、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に基づく諮問事案1件、面積4,600㎡についてそれぞれ審議し、いずれも原案どおりで差し支えない旨承認されました。

## 耕作放棄地全体調査要領の改正に関する説明会が開催されました

1月11日に「ウインクあいち」において、東海農政局より耕作放棄地全体調査要領の改正について説明会が開催されました。

今回改正の要点は、耕作放棄地全体調査と農林業センサス及び耕地面積調査が国民から見て分かり難いとの指摘を受けて、耕作放棄地全体調査における「耕作放棄地」と農林業センサスにおける「耕作放棄地」との違いの明確化、耕作放棄地全体調査における「新規発生等の面積」及び「解消実績面積」と耕地面積調査における「耕作放棄によるかい廃面積」及び「開墾面積」との整合性を図るための改正であります。

主な改正点は、調査対象を荒廃農地とし、農林業センサスの耕作放棄地との違いを明確にし、調査名を「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」に変更したこと、耕地面積統計との整合性を図る観点から、「荒廃農地」の定義を明確化し、具体的な判断基準を設定したこと、荒廃状況の区分を簡素化したこと、耕作放棄地解消計画を廃止する内容説明がありました。

## 本年度第2回目農地制度実施円滑化事業による巡回支援を実施します

県農業会議は農地制度実施円滑化事業を活用して、各市町村農業委員会へ本年度第2回目の巡回支援を実施します。実施期間は、2月上旬から3月中旬頃を予定しております。

検討項目等は、第1回目の巡回支援結果について、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査への対応等について、遊休農地面積報告書への対応等について、不作付地の活用推進についての一部改正について、賃借料情報の提供活動について、農地法第3条の標準処理期間の取扱いについて、農業生産法人の事業等の報告に係る指導について、「人・農地プラン」の作成に向けた農業委員会の取組状況等について、農業者年金の加入推進について、全国農業新聞・全国農業図書の普及推進についてなどを予定しています。

今後、県内の各農業委員会において、随時、日程調整の上、巡回支援を実施していきますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

## 納税猶予に関する打合せ会が開催されました

1月29日に名古屋市中区の「名古屋国税総合庁舎会議室」において、名古屋国税局主催による納税猶予に関する打合せ会が開催されました。

名古屋国税局の野口資産税課長はあいさつの中で、本納税猶予制度は、農業者のみに適用される特例であるため、一般の納税者の意識も高くなる中、適正な運用が求められている。特に、農業委員会においては、適格者証明や利用状況の確認の際には農地の状況について現地確認等で確認いただくと共に、転用や権利の移動等が発生した場合には税務署への通知義務等法令及び合意事項に基づき適切な実施をお願いしたい。

また、管内では今後数年間は毎年1,500件を越える免除対象件数が続き現場の負担が増加する一方で、相続税の基礎控除の引き下げが行われた場合、相続税の納税対象者が増加することが予想される状況であり、制度に対する理解を深めていただくため、農業委員会関係者の研修会等にも講師として積極的に出向くので、お声を掛けていただきたいと述べられました。

打合せ事項として、納税猶予制度の概要、納税猶予の現状、納税猶予事案に係る不適切事例、合意事項の確認、国税局に対する要望等について、名古屋国税局資産税課の職員から説明がありました。

相続税納税猶予制度は、名古屋管内で約20千件余(全国の約24%)が管理され、猶予税額も4,454億円に上っている。1件当たりの猶予税額は、約2,200万円となっています。

## 平成24年度農林水産関係補正予算の概要

「平成24年度農林水産関係補正予算の概要」について、参考資料1として4頁から8頁に掲載しております。参考にしてください。

## 農業者年金の加入推進をお願いします

農業者の老後生活の安定のため、農業者年金の加入推進活動をお願いします。農業者年金の概要について説明した「担い手積立年金」の資料を参考資料2として、9頁から10頁に掲載しております。ご活用ください。

## 今後の主な行事予定

- 2月4～5日 稲作経営者会議第3回青年部研究会（安城市、西尾市）
- 2月5日 都道府県農業会議事務局長会議（東京都）
- 2月7～8日 第42回全国農業経営者研究大会（東京都）
- 2月13日 都道府県農業会議会長会議・21全国農政推進同志会通常総会（東京都）
- 2月15日 常任会議員会議（白壁庁舎）
- 2月27日 企業の農業参入に関する研修会（アイリス愛知）
- 3月5日 稲作経営者会議平成24年度経営対策研修会（アイリス愛知）
- 3月8日 女性農業委員活動推進シンポジウム（東京都）
- 3月15日 農業会議支部長会議（白壁庁舎）
- 3月15日 常任会議員会議（白壁庁舎）
- 3月26日 愛知県農業会議第2回総会（水産会館）

## 平成 24 年度農林水産関係補正予算の概要

総額 10,039 億円  
 非公共：4,528 億円  
 公共：5,512 億円

### 1 国土強靱化・競争力強化

#### (1) 農林水産業の基盤整備

- ① 農業農村整備事業＜公共＞ 1,640 億円
  - ・ 老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策や担い手への農地集積の加速化、農業の高付加価値化等のための水田の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備を推進
- ② 治山事業＜公共＞ 605 億円
  - ・ 集中豪雨等による被害が住宅・公共施設等に及ぶおそれのある地域における山地災害対策等を推進
- ③ 森林整備事業＜公共＞ 665 億円
  - ・ 森林・林業を再生し、地域の活性化を図るとともに森林吸収量を確保するため、間伐等の森林施業や路網の整備を推進
- ④ 水産基盤整備事業＜公共＞ 485 億円
  - ・ 老朽化した漁港施設の長寿命化・耐震化対策のほか、流通拠点漁港の衛生管理対策、水産資源回復対策等を推進
- ⑤ 海岸事業＜公共＞ 10 億円
  - ・ 高潮等から背後地を防護するための海岸保全施設の防災・減災対策を推進
- ⑥ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞ 1,650 億円
  - ・ 地方の裁量によって実施する農山漁村の防災・減災対策や農林水産業の基盤整備を支援

#### (2) 農林水産関係施設等の整備

- ① 強い農業づくり交付金 215 億円
  - ・ 国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通まで強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援
- ② 強い水産業づくり交付金 46 億円
  - ・ 産地における水産業の強化と漁協・漁村における新しい防災・減災対策等を推進

- ③ 経営体育成支援事業 34億円
  - ・ 中心経営体等(重大な気象災害による被災農業者を含む。)に対し、農業用機械、施設等の導入を支援
- ④ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 10億円
  - ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備や、これと一体的に行う用水確保対策・営農体系改善活動等を支援

## 2 経営環境の悪化に対する緊急措置

---

### (1) 燃油・飼料価格高騰対策

- ① 燃油価格高騰緊急対策 425億円
  - ・ 施設園芸の経営安定のため、省エネ設備のリース導入支援及び燃油価格が急騰した際の補填金の交付
- ② 飼料穀物備蓄対策事業 72億円
  - ・ 有事における飼料の安定供給を図るため、飼料穀物の備蓄数量を引き上げ
- ③ 飼料自給力強化支援事業 131億円
  - ・ TMRセンター、放牧施設及び採草地の改修や国産稲わら等の利用拡大等の支援
- ④ 漁業経営セーフティネット構築事業 39億円
  - ・ 漁業経営安定のため、燃油価格等が急騰した際の補填金の交付

### (2) 生産振興対策

- ① 畜産経営安定対策 334億円
  - ・ 配合飼料価格の高騰や枝肉価格の低落に対応するための経営安定対策事業への積増し等
- ② 畜産経営力向上緊急支援リース事業 250億円
  - ・ 畜産農家等による生産性や飼料自給率の向上や飼料メーカーによる原料多角化のための機械リース等を支援
- ③ 畜産農家等資金対策 19億円
  - ・ 負債の償還が困難な畜産経営に対する長期・低利の借換資金等の措置
- ④ 大豆・麦等生産体制緊急整備事業 334億円
  - ・ 大豆・麦の生産拡大のため、農業用機械のリース、新品種への転換等を総合的に支援

- ⑤ さとうきび等安定生産体制緊急確立事業 65億円
  - ・ さとうきび、てん菜等の生産回復に向けた取組、農業機械のリース支援や製糖工場の施設整備を支援
- ⑥ 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策 129億円
  - ・ 捕獲した者への頭数に応じた捕獲活動経費等の助成や、侵入防止柵の機能強化の支援

### 3 「攻めの農林水産業」の前倒し

---

#### (1) 再生可能エネルギー対策

- ① 地域バイオマス産業化推進事業 11億円
  - ・ 地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援
- ② 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業 10億円
  - ・ 農林漁業者等が参画し、農山漁村における再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の構築を支援
- ③ 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 1億円
  - ・ 小水力発電等に係る調査設計等の支援

#### (2) 農山漁村の所得増大対策

- ① 6次産業化推進事業 40億円
  - ・ 農林漁業成長産業化ファンドを拡充するとともに、地産地消の取組に必要な機械・施設整備や農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓等を支援
- ② 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 60億円
  - ・ 生産施設や地域間交流拠点施設の整備、避難所に利用される地域コミュニティ施設の補強・機能強化等を支援
- ③ 農林水産物による健康の維持増進のための技術開発 20億円
  - ・ 国民の健康の維持増進に寄与する画期的な農林水産物・加工品、その供給システム等の開発を総合的に支援

#### (3) 国産農林水産物の輸出促進対策

- ① 輸出促進及び日本食文化の海外発信 7億円
  - ・ 輸出拡大が期待される品目の輸出振興を図る取組、日本食文化の海外発信の取組等を支援

② 水産物の輸出促進対策	25億円
・ HACCP基準等を満たす水産加工・流通施設の改修への支援	
<b>(4) 新規就業・人材育成支援対策</b>	
① 新規就農・経営継承総合支援事業	99億円
・ 就農前後の青年就農者・経営継承者への給付金の給付、農業法人での実践研修等の支援	
② 林業人材育成対策	11億円
・ 新規林業就業者の確保・育成のため、トライアル雇用、OJT研修等を支援	
③ 漁業就業者確保・育成対策事業	5億円
・ 新規漁業就業者の確保のため、漁業現場における長期研修等を支援	
<b>(5) 地域材の利用促進対策</b>	
① 強い林業・木材産業構築緊急対策	915億円
・ 木造公共建築物、木材加工流通施設、木質バイオマス利用施設の整備等を基金方式等で総合的に支援	
・ 全国的な原木需給情報を把握するためのシステムを構築するとともに、情報の整理、共有、発信等を支援	
② 地域材活用促進支援事業	410億円
・ 地域材を活用した木造住宅の建築や木製品の購入等の際に「木材利用ポイント」を付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援	
③ きのこと原木増産体制緊急支援事業	1億円
・ 全国的に不足が生じているきのこ原木を安定的に供給できる生産体制の確立を支援	
<b>(6) 金融対策</b>	
① 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業	10億円
・ 担い手に対するスーパーL資金の融資枠の拡大	
② 林業金融対策	10億円
・ 林業事業体等の経営基盤整備のための公庫資金の実質無利子化等	

## (7) 水産業対策

- |   |      |
|---|------|
| ① 漁業収入安定対策事業                                  | 72億円 |
| ・ 資源管理に取り組む漁業者に対する共済・積立ぶらすを活用した減収補てんを実施       |      |
| ② 漁業構造改革総合対策事業                                | 50億円 |
| ・ 省エネ型漁船の導入等により収益性を高める取組への支援                  |      |
| ③ 漁業取締船代船建造                                   | 30億円 |
| ・ 外国漁船等による違法操業等の指導・取締体制強化のため、老朽化した既存取締船の代船を建造 |      |

## 4 その他追加財政需要等

---

- |   |       |
|---|-------|
| ① 独立行政法人施設整備                                  | 201億円 |
| ・ 農林水産業それぞれに関係する独立行政法人について、施設の耐震改修等を実施        |       |
| ② 食糧援助米の債権免除に伴う特会繰入                           | 433億円 |
| ・ 国際合意に基づき、食糧援助米の代金債権を免除することに伴う食料安定供給特別会計への繰入 |       |
| ③ 鯨類捕獲調査円滑化対策                                 | 3億円   |
| ・ 反捕鯨団体の妨害活動に対する安全対策を強化するため、妨害予防船を増船          |       |
| ④ 船舶運航費                                       | 2億円   |
| ・ 漁業取締り業務等のための用船等の船舶燃料費                       |       |
| ⑤ 災害復旧事業等〈公共〉                                 | 457億円 |
| ・ 豪雨、台風等の被害に係る災害復旧事業等を早期に実施                   |       |



国が支える 安心が大きくなる

# 担い手積立年金

[愛称]

～ 40歳を超えて、政策支援を受けられない方へ、  
加入期間が短くても老後の備えは間に合います！ ～

保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります！



- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金へは、

- ① 国民年金第1号被保険者で、  
(国民年金保険料納付免除者を除く。)
  - ② 年間60日以上農業に従事し、
  - ③ 60歳未満
- の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直せます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※ 脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます。

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算 ◆

加入年齢	加入年数		保険料月額 4万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
			40歳	20年
		女性	50万円	84万円
50歳	10年	男性	27万円	46万円
		女性	24万円	40万円

(注) この試算は、65歳までの運用利回りが1.35%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。  
運用利回り1.35%は制度発足以降の10年度間の運用利回りの平均です。  
予定利率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている率です。

◆ 保険料控除分の税額(所得税・住民税)試算 ◆

課税対象所得と税率		農業者年金の保険料の支払い額	
課税対象所得	税率	月額4万円 (年額48万円) の場合	月額6万7千円 (年額80万4千円) の場合
195万円以下	15%	7万2千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	9万6千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	14万4千円	24万1千2百円

(注) 保険料支払分で控除される所得税+個人住民税の額の試算です。  
保険料支払後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

◆ 農業者年金に加入した場合と未加入の場合の所得税・住民税の比較 ◆

ケース1

課税所得が150万円(税率15%)の場合の税額  
農業者年金の保険料月額4万円、年額48万円

- ① 農業者年金に未加入  
 $150万円 \times 15\% = 22万5千円$
- ② 農業者年金に加入  
 $(150万円 - 48万円) \times 15\% = 15万3千円$

<差額>

①-②=22万5千円-15万3千円=7万2千円

ケース2

課税所得が300万円(税率20%)の場合の税額  
農業者年金の保険料月額6万7千円、年額80万4千円

- ① 農業者年金に未加入  
 $300万円 \times 20\% = 60万円$
- ② 農業者年金に加入  
 $(300万円 - 80万4千円) \times 20\% = 43万9千2百円$

<差額>

①-②=60万円-43万9千2百円=16万8百円



# 農業者年金の特徴

## ☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

<家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が増えています。>

## ☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注):運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

## ☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

## ☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給します。

## ☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

☆ 支払った保険料は、**全額(1人当たり最高年額80万4千円)**が**社会保険料控除の対象**となり、**所得税・住民税が節税**になります(**支払った保険料の15%~30%程度が節税**)。

☆ 保険料を農業者年金基金が**運用して得られる収益(運用益)**は**非課税**です。

☆ 将来受け取る農業者年金には**公的年金等控除が適用**されます。

(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

<つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。>

## ☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)**があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の**経営継承をすれば**原則65歳から**特例付加年金として**受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

<農業の担い手の皆様への特別な支援です。>

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、**最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金**にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金  
TEL:03-3502-3942 (企画調整室)

ホームページアドレス  
<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索



(H24.6)